

令和7年1月30日

参議院法務委員会調査室

令和7年度裁判所関係予算案関係資料提出依頼

令和7年度裁判所関係予算の委嘱審査のための資料として、以下の各項目につき、資料を作成し、提出をお願いいたします。

提出期限 令和7年2月28日（金）正午

形式及び部数 A4判 11部

※103「参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和7年1月調査）」は、マイクロソフトWordファイルも提供をお願いします。

- ・ 下線部分は新規項目です。
- ・ 速報値でも要求年度より新しい年度の数値があれば記載してください。
- ・ 要求項目について、統計を取っていない等の場合はその旨記載してください。

令和 7 年度予算案関係資料要求項目（裁判所関係）

（特に年度の指定のないものは、令和 6 年度分を御提示ください。）

〈全体〉

- 1 裁判所職員の定員に関する根拠法令
- 2 裁判所職員定員法改正に必要な経費（区分別の員数・人件費・物件費）（令和 7 年度案）
 - ・増額分については、平年度化して計算した場合の額も分かるよう記載してください。
- 3 下級裁判所の裁判官の官職別定員・現在員等内訳（平成 27 年度～令和 6 年度）
- 4 地裁判事・判事補で簡裁判事、家裁判事・判事補を兼ねている者の数（令和 6 年 12 月 1 日現在）
 - ・簡裁判事、家裁判事・判事補について、それぞれ分かるようにしてください。
- 5 裁判所職員の官職別定員・現在員等内訳（平成 27 年度～令和 6 年度）
 - ・昨年同様、「その他」に該当する職員の具体的な内訳も記載してください。

〈裁判官〉

- 6 裁判官の号別在職状況（令和 6 年 12 月 1 日現在）
- 7 裁判官の年齢階層別（60 歳以上、50～59 歳、40～49 歳、30～39 歳、29 歳以下）・男女別在職状況（平成 27 年度～令和 6 年度）
- 8 司法修習生考試に関する資料（修習期、応試者数、合格者数、不合格者数及び不合格率、修習終了者数、平成 27 年度～令和 6 年度）
- 9 令和 6 年司法修習終了者の進路区分（男女別）
 - ・進路の区分は、「判事補」「簡裁判事」「検察官」「弁護士」「その他」とし、「弁護士」と「その他」は区別してください。
- 10 令和 6 年司法修習終了者の裁判官志望者数（司法修習生採用時・判事補志望締切時）、裁判官任官者数、裁判官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）
 - ・採用時、締切時については、年月日を明らかにしてください。
 - ・裁判官任官者数については、判事補、簡裁判事の内訳も分かるようにしてください。
- 11 司法修習資金（及び平成 29 年度から実施の修習専念資金）の貸与申請者数、貸与金額

別内数及び貸与率（平成 27 年度～令和 6 年度）

- 12 司法修習生の兼業許可に関する資料（平成 26 年以降の期別ごとの申請者数と結果の内訳）
- 13 裁判実務に携わっていない裁判官数（令和 6 年 12 月 1 日現在）
- 14 最高裁判所調査官の数（平成 27 年度～令和 6 年度）
- 15 行政省庁等への出向裁判官数（省庁別、出向先官職名、令和 6 年 12 月 1 日現在）
- 16 行政機関等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職及び数（令和 6 年 12 月 1 日現在）
- 17 裁判官と検察官の人事交流（平成 27 年度～令和 6 年度）
・証務検事内数、検察庁における捜査公判担当検事内数、行政省庁別内数も記載してください。
- 18 裁判官の外部研修の概要
- 19 法科大学院に教員派遣した裁判官数
- 20 弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数（官職別）及び任官時配属先（平成 27 年度～令和 6 年度）
・民事調停官、家事調停官から常勤裁判官への任官者（官職別）の内数も分かるようにしてください。
- 21 民事調停官及び家事調停官の数（所属庁別、男女別）
- 22 特例判事補の人数（平成 27 年度～令和 6 年度）
- 23 司法修習終了年・期別の判事補現員数及び特例判事補の数（令和 6 年 12 月 1 日現在）
- 24 判事補の弁護士職務経験制度による弁護士職務従事者数（平成 27 年度以降、従事期間別、裁判官への復帰状況別）
- 25 判事、判事補が常駐していない全国地家裁支部一覧
- 26 裁判官の育児休業・介護休暇・配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率（男女別、平成 31 年（令和元年）度～令和 5 年度）
- 27 裁判官の退職者数（退官理由別、平成 27 年度～令和 6 年度。見込みを含む。）
- 28 裁判官分限事件数（平成 27 年度～令和 6 年度）
・確定しているものについては、その結果も記載してください。

29 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果

30 簡易裁判所判事の任命状況、経歴内訳

〈裁判官以外の裁判所職員〉

31 定員合理化計画への協力による減員数（平成 27 年度～令和 7 年度案）

32 裁判官以外の職員の官職別年齢階層・男女別人員

・秘書官、書記官、家裁調査官（補）、事務官、速記官、その他、行（二）職員の内訳と合計を記載してください。

33 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所生及び研修を経て裁判所書記官として任官した者の数（男女別）

・裁判所書記官任用試験を経て裁判所書記官として任官した者の数（男女別）についても記載してください。

・事務官、速記官からの移行内数についても記載してください。

34 裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官養成課程入所生及び研修を経て家庭裁判所調査官として任官した者の数（男女別）

35 他省庁等から裁判所への出向者数、裁判所から他省庁等への出向者数（機関別）

36 裁判官以外の職員の育児休業・介護休暇・配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率（男女別、平成 31 年（令和元年）度～令和 5 年度）

37 裁判官以外の職員の退職者数（退職理由別、平成 27 年度～令和 6 年度、見込みを含む。）

38 裁判官以外の職員の臨時の任用者数・再任用者数（平成 27 年度～令和 6 年度）

39 執行官の数及び執行官法第 8 条による手数料収入額（所属庁別、平成 27 年度～令和 6 年度）

〈速記官〉

40 速記官の庁別の配置状況

41 速記官から書記官その他の裁判所職員への転官数の推移及び内訳（平成 10 年度以降）

・試験による転官、研修転官の別も記載してください。

- 42 速記官の退職者数（平成 27 年度～令和 6 年度。見込みを含む。）
- 43 証人等証拠調べの数と録音反訳にされた件数、録音反訳率（民事・刑事別、平成 27 年度～令和 6 年度）
- 44 録音反訳委託費予算の推移（平成 27 年度以降）
- 45 録音反訳方式により反訳を行う場合の反訳料金、反訳にかかる時間
- 46 法廷で使用されているコンピュータ内蔵の速記タイプの使用届出数

〈事件の概況〉

- 47 民事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
- 48 専門訴訟事件等新受、既済及び未済件数（行政訴訟（第一審）・労働関係民事訴訟（第一審）・知的財産権関係民事訴訟（第一審）・労働審判・医事関係訴訟（第一審）・建築関係訴訟（第一審）・交通関係訴訟（第一審）別、平成 27 年～令和 6 年）（地裁）
- 49 少額訴訟事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
- 50 民事訴訟事件中の本人訴訟の件数及び割合（地裁・簡裁別）
- 51 強制執行事件（不動産・債権別）・担保権実行事件（不動産・債権別）の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
- 52 執行官が執行機関となる執行事件（動産執行事件等、不動産等明渡・引渡執行事件、保全執行事件等の別）の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
 - ・「動産執行事件等」については、そのうち「子の引渡し」の内数を明らかにしてください。
- 53 財産開示事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
- 54 破産事件新受件数（総数、申立人（自然人・法人等）別の自己破産件数）、既済及び未済件数（終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
- 55 民事再生事件の新受、既済及び未済件数（平成 27 年～令和 6 年、①小規模個人再生、②給与所得者等再生、③住宅資金特別条項事件別）
- 56 会社更生事件の新受、既済及び未済件数（平成 27 年～令和 6 年）

- 57 民事一般調停事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
- 58 特定調停事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
- 59 令和 6 年能登半島地震による災害に起因する紛争に関する民事調停の申立て手数料の免除を受けた措置件数
- 60 民事保全事件の新受、既済及び未済件数（仮差押事件、仮処分事件別、平成 27 年～令和 6 年）
- 61 配偶者による暴力、精神的虐待を動機とする離婚申立件数（平成 27 年～令和 6 年）
- 62 配偶者暴力に関する保護命令事件の新受、既済及び未済件数（平成 27 年～令和 6 年）
- 63 刑事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、平成 27 年～令和 6 年）
- 64 刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件の新受人員（地裁）（平成 27 年～令和 6 年）
- 65 刑事被告人の総数並びに国選弁護人がついた被告人の数及び私選弁護人がついた被告人の数（平成 27 年～令和 6 年）
- 66 死刑判決人員数（審級別、平成 27 年～令和 6 年）
- 67 通訳翻訳人の付いた刑事事件の終局人員（うち被告人の通訳言語が手話又は口語であった終局人員、平成 27 年～令和 6 年）
- 68 要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績（額）の推移（民事、刑事別、平成 27 年～令和 6 年）
- 69 言語等別通訳人の数一覧（手話通訳人を含む）
- 70 犯罪被害者保護関連法の運用状況（平成 27 年～令和 6 年）
・「通常第一審において被害者参加の申出があった事件の状況」「刑事損害賠償命令事件の処理状況」「刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数」については、平成 27 年～令和 6 年の各年別に明らかにしてください。
- 71 裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用状況（平成 27 年度～令和 6 年度の各年度の内訳）
- 72 即決裁判手続（刑事訴訟法 350 条の 8）の実施状況（平成 27 年～令和 6 年）
- 73 令状請求件数とその処理（発付・却下・撤回）件数（平成 27 年～令和 6 年）

- 74 各地裁管内別（地裁分、簡裁分別）逮捕状請求事件の結果区分及び既済人員
- 75 通常第一審（地裁）における保釈率、保釈請求率及び保釈許可率、通常第一審（地裁）における終局人員の身柄処理状況（平成 27 年～令和 6 年）
- 76 刑事補償（拘禁補償）決定報告事例（令和 6 年度確定分）
- 77 檢察審査会における起訴相当等議決事件、検察官の事後措置、起訴議決事件及び起訴事件の第一審裁判結果（罪名別）
- 78 家事事件・人事訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審判、調停、人事訴訟、その他別、平成 27 年～令和 6 年）
- 79 成年後見関係事件の新受、既済及び未済件数（後見開始等、保佐開始等、補助開始等、後見等監督処分、後見人等の報酬及び任意後見契約法律関係事件別、平成 27 年～令和 6 年）
- 80 特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の各審判事件の既済件数（終局区分別、養親となる者と養子となる者との関係別、平成 27 年～令和 6 年）
- 81 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還申立事件及び面会交流の調停等申立事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 27 年～令和 6 年）
- 82 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還申立事件の平均審理期間（平成 27 年～令和 6 年）
- 83 少年保護事件の新受、既済及び未済件数（一般保護事件、道路交通保護事件、準少年保護事件別、平成 27 年～令和 6 年）
- 84 少年一般保護事件逆送決定数（年齢別、平成 27 年～令和 6 年）
- 85 少年法 22 条の 3 第 1 項、同第 2 項及び 22 条の 5 第 2 項により各国選付添人が付された事件の数及び弁護士付添人の数並びに検察官関与決定のあった少年の人員（平成 27 年～令和 6 年）
- 86 少年補償事件決定報告事例（令和 6 年度確定分）
- 87 民事・刑事・行政訴訟事件別平均審理期間（審級別、平成 27 年～令和 6 年）
- 88 医事関係事件の平均審理期間（審級別、平成 27 年～令和 6 年）

- 89 建築関係事件の平均審理期間（審級別、平成 27 年～令和 6 年）
- 90 労働事件の平均審理期間（訴訟につき審級別、訴訟と労働審判別、平成 27 年～令和 6 年）
- 91 知的財産権関係民事訴訟事件の平均審理期間（審級別、平成 27 年～令和 6 年）
- 92 交通関係訴訟事件の平均審理期間（審級別、平成 27 年～令和 6 年）
- 93 人証調べのある民事第一審訴訟事件の平均審理期間（対席判決、和解事件別、平成 27 年～令和 6 年）
- 94 家事事件及び人事訴訟事件の平均審理期間（全審判、別表第一（甲類）審判、別表第二（乙類）審判、全調停、人事訴訟事件別、平成 27 年～令和 6 年）
- 95 少年保護事件の平均審理期間（一般、道路交通別、平成 27 年～令和 6 年）
- 96 民事第一審訴訟事件の合議率（平成 27 年～令和 6 年）
- 97 民事事件におけるウェブ会議の実施件数（統計開始以降直近までの月別、手続類型別）
・手続類型については、「口頭弁論、弁論準備、書面準備、和解、進行協議、調停、労働審判、その他」といった類型が考えられますが、把握されている限りのもので差支えありません。
- 98 家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（統計開始以降直近までの月別、事件類型別）
・事件類型については、「婚姻関係、子の監護、遺産分割、その他」といった類型が考えられますが、把握されている限りのもので差支えありません。

〈予算一般〉

- 99 裁判所予算総額、その内訳及び一般会計に占める割合（人件費・裁判費・施設費・その他。平成 28 年度～令和 7 年度）
- 100 裁判関係日当等単価（日当・手当・国選弁護人報酬、令和 3 年度～令和 7 年度）
- 101 電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算（令和 7 年度）
- 102 年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳（裁判員・裁判員候補者

の日当旅費、広報経費（（注）マスメディア広告、インターネット関連広報、映画制作等広報用ツール、各種説明会等下級裁での活動経費等）、ユールセンター業務委託費、裁判員候補者通知発送委託費、裁判員関係海外司法事情調査費、アンケート調査費、有識者懇談会費、裁判員候補者名簿管理システム費、量刑検索システム整備費、音声認識システム整備費、法廷等器具整備費、裁判員メンタルヘルスサポート窓口関連経費等）（平成 27 年度～令和 6 年度）

- ・予算とその内訳については、令和 7 年度の数値も記載してください。

〈附帯決議への対応〉

103 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年 1 年間における対処状況について（令和 7 年 1 月調査）

- ・別添資料のとおり、御回答ください。
- ・一部措置済みの決議内容について、昨年から講じた新たな措置があれば、その具体的な内容についても、御回答お願いします。

以 上

103. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和7年1月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月4日）

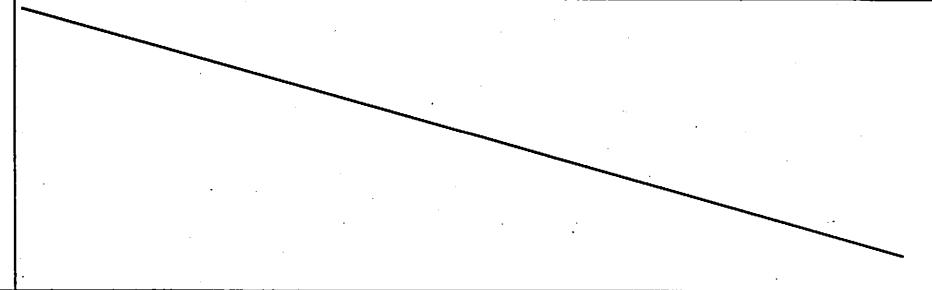
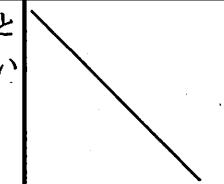
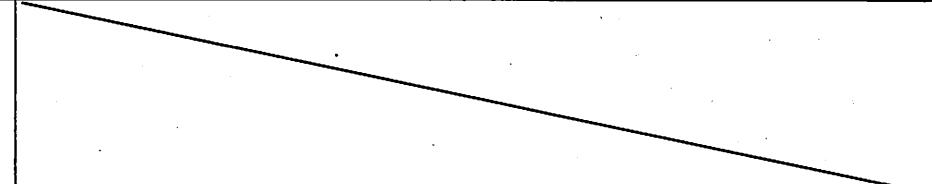
附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
三 令和二年四月十六日、令和三年四月六日及び令和五年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。		
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。		
六 両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多		

角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。		
七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。		
八 地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。		

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその旨）
一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。		
二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とすることへの懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすこと。		
三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。		
四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q&A方式		

等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。		
五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。		
六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。		
七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。		
八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。		
九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び		

<p>被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。</p>		
<p>十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。</p>		
<p>十一 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、リスクアセスメントも活用しつつ、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、当委員会での確認事項を反映させた上で関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。</p>		
<p>十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。</p>		
<p>十三 本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。</p>		

十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないよう、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。

十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
三 令和二年四月十六日及び令和三年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。		
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。		
六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。		

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとなるないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。		
二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。		
三 裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。		
四 IT技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。		
五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。		

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとすること。		
二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。		
三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出するがないよう適切な措置を講ずること。		
四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。		
五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要があると認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。		
六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されるがないよう、制度の趣旨を周知すること。		
七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。		
八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずるがないよう、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。		

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。		
二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることができ利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。		
三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。		
四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。		
五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。		
六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。		
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。		
八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人		

へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びに ウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。		
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。		
十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。		
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。		
十二 附則第百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。		

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 婿出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。		
二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。		
三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。		
四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。		
五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実に反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。		
六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実に反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。		
七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改		

正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。		
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。		

(追加)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。		